

事 務 連 絡

平成18年12月28日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室

モニタリング検査強化の解除について
(米国産レタス(チシャを含む。)及びその加工品)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号(最終改正:平成18年12月25日付け食安輸発第1225001号)に基づき実施しているところです。

米国産レタス(チシャを含む。)については、当室からの本年8月7日付け事務連絡によりモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応してきたところですが、違反事例についての原因究明結果及び再発防止対策が米国政府より示されたこと並びに本年8月7日以降のモニタリング検査で違反が確認されていないことを踏まえ、通常の監視体制に戻すこととしますので御了知の上、対応方よろしく申し上げます。